

(件名) 台風第19号による被害状況について【第21報】  
(11月8日12時現在)

1 人的・物的被害の状況

市 町	人的被害					物的被害 (単位:棟数)						
	死者		行方不明	重傷	軽傷	住 家					非住家	
	うち 災害関連死					全壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	公共 建物	その他
下田市				3			21	6	45			
河津町						1	1					
南伊豆町							30		6		15	
松崎町								7	11			
西伊豆町							21	1	38	1	20	
沼津市							<u>37</u>	41	125	20	7	
熱海市							<u>22</u>					
三島市			1				23	4	69	12	19	
富士宮市							6					
伊東市			1				<u>1</u>	<u>56</u>			<u>1</u>	
富士市								<u>25</u>				
御殿場市	1			1			3	6	3	2		
裾野市							1		<u>16</u>	<u>4</u>		
<b>伊豆市※</b>						<b>2</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	5	1	30	
<b>伊豆の国市※</b>							<b>27</b>	<b>306</b>	282		16	
<b>函南町※</b>						<b>2</b>	<b>3</b>	<b>46</b>	<b>262</b>	5	<b>132</b>	
清水町								4	4	2	6	
小山町							3	3	8	4	6	
静岡市	1	1				1	<u>48</u>	33	<u>81</u>			
島田市								8	14			
焼津市								221	522			
藤枝市							7	33	51			
牧之原市	1						7	<u>12</u>	<u>91</u>	5	14	
吉田町								4	73		89	
磐田市											1	
袋井市								5	54		2	
掛川市								5	20		2	
御前崎市				1								
菊川市								24	123	8		
計	3	1	0	2	5	5	<u>8</u>	<u>387</u>	<u>994</u>	<u>1,765</u>	<u>60</u>	<u>360</u>

※伊豆の国市、函南町に災害救助法の適用を決定

(1号適用 適用日:10月12日(災害発生日))

※伊豆市、伊豆の国市、函南町に被災者生活再建支援法の適用を決定

(適用日:10月12日(災害発生日))

## 2 県・市の配備体制

災害対策本部：静岡県、伊豆の国市、函南町

## 3 県の市町への支援

- ・伊豆の国市及び函南町（災害救助法適用市町）に、連絡幹部（本庁職員）を10/17朝から派遣し、災害対策本部運営・災害救助法の運用等を助言（伊豆の国市：10/25で終了 函南町：10/31で終了）
- ・両市町から県市長会・町村会を介して住家被害認定業務の支援要請を受け、応援職員を派遣（函南町：10/30で終了、伊豆の国市：11/1で終了）
- ・住家の被害認定調査方法等について、市町向け説明会を10/17に開催
- ・10/24から一ヶ月程度の間、伊豆市、伊豆の国市及び函南町に対して土木技術職員を派遣し、被災箇所の調査、査定設計書の作成等を実施
- ・10/28から11/8にかけ（休日を除く）、伊豆の国市原木地区の床上浸水家屋190戸に対して東部健康福祉センターから保健師及び栄養士を派遣し、健康指導、健康相談等を実施
- ・11/11から11/15にかけ（休日を除く）、函南町畑毛地区の被災住宅のうち88戸に対して健康増進課及び東部健康福祉センターから保健師を派遣し、健康指導、健康相談等を実施予定
- ・伊豆の国市から、災害廃棄物の処理方法の決定や補助金申請事務への支援要請を受け、10/28以降、職員が随時訪問し助言を実施。
- ・11/6から11月末まで、伊豆の国市及び函南町に対して、県11人、県内7市8人、延べ38人の建築職員を派遣し、被災住宅の応急修理に係る書類審査等を実施。

※人的・物的被害の変動が小さくなってきたことから、現在、報道提供は週に1回、金曜日に行っています。お問い合わせには随時対応いたしますので、054-221-2072（危機対策課）にご連絡ください。